

大阪府立門真スポーツセンター指定管理者募集要項

令和元年 8 月

大 阪 府

1. 指定管理者選定の目的

大阪府では、平成 18 年 4 月から指定管理者制度（利用料金制）を導入し、大阪府立門真スポーツセンター（以下「センター」という。）においても同年度から導入しています。

センターは、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場を提供することを目的に大阪府の競技スポーツ・生涯スポーツの拠点施設として設置した施設です。

センターの管理運営にあたっては、利用者サービスの向上や経費の節減を図ることはもとより、民間の経営手法や人材・技術力などの活力を最大限に活かした運営を行うことにより、施設を有効利用した事業展開を図るなど、魅力的な施設運営を目指しています。このたび、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び大阪府立門真スポーツセンター条例（平成 8 年大阪府条例第 8 号）（以下「センター条例」という。）第 5 条の規定に基づき、センターの次期指定管理者（令和 2 年 4 月から）の選定に係る手続きを行うものです。

2. 施設の概要

(1) 名称	大阪府立門真スポーツセンター (愛称：東和薬品 RACTAB ドーム)
(2) 所在地	大阪府門真市三ツ島 3 丁目 7-16
(3) 周辺環境	大阪市内中心部から 30 分以内の立地で、電車や高速道路の交通アクセスが便利で大阪市に隣接する門真市の南に位置する。
(4) アクセス	大阪メトロ長堀鶴見緑地線「門真南駅」から東へ 100m 近畿自動車道の北行き「大東鶴見」、南行き「門真」出口。
(5) 施設の竣工・開館	平成 8 年 3 月竣工、平成 8 年 6 月開館
(6) 施設の規模	敷地面積 45,070 m ² 建築面積 24,933 m ² 延床面積 37,371 m ² 建物構造 地上 3 階、地下 1 階、鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨)
(7) 施設の内容	別紙 1 「施設の内容」のとおり

3. 業務の範囲及び内容

(1) 管理運営方針

センターは、平成 8 年の開設以来、大阪府の競技スポーツ・生涯スポーツの拠点施設として、国際的、全国的競技大会の開催や興行、レクリエーション等の場の提供、スポーツに関する情報提供など、大阪府の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図

るとともに、併せて文化的な集会及び催物の場を提供していただきます。

(2) 管理運営業務の内容

①開館時間・休館日

開館時間・休館日は、大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則（平成8年大阪府教育委員会規則第12号）（以下「センター条例施行規則」という。）第2条及び第3条の規定に定める時間及び休館日とします。

ア. 開館時間 午前9時から午後9時まで

イ. 休館日 毎月第2火曜日（休日にあたる場合は翌日）

年末年始（12月29日から1月3日まで）

※ 開館時間及び休館日については、上記を原則としますが、センター条例施行規則第2条第1項ただし書き及び第3条第1項ただし書きの規定により、臨時に変更することができます。その場合は、事前に大阪府の承認が必要となります。

②施設の良好な維持管理

各種施設・設備等の機能、特性を十分に把握し、それらの機能及び衛生状態を正常に保持するとともに、関係法令等を遵守し、利用者が快適・安全に利用できるよう施設の環境保全、保安警備などを含め適正な維持・保全を行っていただきます。

③管理運営に係る事業年度

管理運営に係る事業年度は、大阪府の会計年度と同じ毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とします。センターの管理運営業務に係る事業計画・実績報告等はこの事業年度により作成してください。

④施設の利用条件

センターは、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、併せて文化的な集会及び催し物の場を提供するためセンター条例に基づき設置している大阪府の公の施設であり、アマチュアスポーツ団体等（プロスポーツ、興行等を除く団体。）の利用（アマチュア団体等が実施している各種教室を含む。）に支障をきたさないことなどに配慮し、提案にあたっての施設利用条件を以下のとおりとします。

ア. メインアリーナ

- ・プール・フロア・アイススケートの3つの仕様に転換する。
- ・プールは一般利用及び専用利用、フロアは専用利用、アイススケートは一般利用及び専用利用に供することとします。
- ・専用利用については、現在、午前（9時から正午）・午後（13時から16時30分）・夜間（17時30分から21時）の利用時間帯に分け、1日3区分（コマ）で貸館を行っています。

イ. サブプール

- ・一般利用及び専用利用に供することとし、専用利用については、現在、午前・午後・夜間の利用時間帯に分け、1日3コマで貸館を行っています。

ウ. サブアリーナ

- ・専用利用に供することとし、現在、午前・午後・夜間の利用時間帯に分け、1日3コマで貸館を行っています。

エ. トレーニングルーム

- ・一般利用及び専用利用に供することとし、専用利用については、現在、午前・

- 午後・夜間の利用時間帯に分け、1日3コマで貸室を行っています。
- オ. 多目的ホール、会議室
- ・利用にあたっては、現在、午前、午後、夜間の利用時間帯に分け、1日3コマで貸室を行っています。
- ※ 年間利用計画：毎年、12月末までに利用者（競技団体や主催者等）から翌年度の利用計画書を提出してもらい、利用希望日が重複する日は調整し、2月末頃までに翌年度の利用予定者を決定しています。

⑤利用料金

利用料金の額は、センター条例で定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとします。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について大阪府の承認が必要です。また、額を変更する場合も同様とします。

センター条例で定める利用料金の額は、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、一律改定（8%から10%へ値上げ）を予定しています。

（3）指定管理者に係る権限

①センターの利用承認及び取消し

センターの利用の承認及びその取消しにあたっては、大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）に基づき、公正かつ透明な手続きのもと行っていただきます。なお、指定管理者は目的外の使用許可はできません。

②センターの入館の制限等

センター条例、センター条例施行規則及び大阪府行政手続条例に基づき、指定管理者は利用者に対して入館を禁じ、又は退館若しくは設備の変更の禁止について制限することができます。

③利用料金の減額、減免

センター条例第11条第6項及びセンター条例施行規則第13条の規定に基づき、身体障がい者など指定管理者が適当と認めるときは利用料金を減額し、又は免除することができます。

④自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的等を損なわない範囲で、管理運営業務に加え、指定管理者自らが自主的にスポーツ教室の開催などの利用者サービスを提供していただくことができます。

ただし、実際の事業実施にあたっては、具体的な事業内容等について、府との協議が必要となります。

⑤施設・設備への改修・整備

施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することを条件に、指定管理者自らの負担で施設・設備の一部を変更、改修、整備していただくことは可能です。ただし、その場合は、あらかじめ大阪府の承認が必要です。なお、指定期間終了時に、施設等の価値を高めた場合で大阪府の承認を得たときは、原状回復は不要とします。（大阪府へ無償譲渡していただきます）

（4）管理運営にあたって遵守すべき主な法令

大阪府の公の施設であるセンターの管理運営業務を行うにあたり、以下の関係法令、条例、及び関連する通知・要領の規定を遵守してください。

- ・地方自治法

- ・大阪府立門真スポーツセンター条例
- ・大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則
- ・行政手続法、大阪府行政手続条例、個人情報保護法、大阪府個人情報保護条例、大阪府情報公開条例
- ・施設維持、設備保守点検に関する法規等
 - 建築基準法、水道法、ガス事業法、高圧ガス取締法、大気汚染防止法、警備業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、電気事業法など、その他施設維持・設備保守を行うにあたり必要な法規
- ・食品衛生法等、保健衛生関係法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法規
- ・大阪府暴力団排除条例等、暴力団排除に関する関連法規
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・省エネルギーの仕様の合理化に関する法律
- ・その他、管理運営業務に伴う関連法規・通知等

(5) 事業報告書等の提出

①事業報告書

指定管理者は、毎事業年度終了後30日以内にセンターの管理運営業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、大阪府に提出してください。

- ア 管理運営業務の実施状況（利用者数、施設利用状況、修繕状況、保守点検実施状況等）
- イ 管理運営業務の収支実績報告書
- ウ 自主事業の実施状況及び収支実績報告書
- エ 管理体制報告書（組織体制、勤務体制、個人情報保護及び情報公開の実施状況並びに人権研修の実施状況等）
- オ 大阪府が管理運営業務の適正を期するため必要があると認める事項
 - ・利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況
 - ・障害者雇用状況報告書又は障害者雇入れ計画実施状況等

②財務諸表

指定管理者は、毎事業年度の翌年度で大阪府が指定する日までに、指定管理者（全ての構成団体）における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書）又は財団法人等の団体はこれに類する財務書類を大阪府に提出してください。

※ 提出にあたっては公認会計士の会計監査結果を併せて提出してください。

(6) 事業計画書等の提出

指定管理者は、指定期間中において、毎事業年度開始の前年度で大阪府が指定する日までに、次年度に予定する事業計画書、収支計画書、管理体制計画書（以下「事業計画書等」という。）を作成し、大阪府に提出してください。

※ 複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

(7) 事業計画書等の実施状況の確認

センターの管理運営業務の適正な事業運営を図るため、事業計画書等の実施状況を毎年度四半期ごとに書面により大阪府に提出してください。

(8) 実地調査等の監査対応

大阪府は、管理運営業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により管理運営業務内容又はこれに関連する事項について、指定管理者に対して説明を求め、実地調査し、書類の提出を求め、必要な指示をする場合があります。

また、地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査委員は、必要があると認めるときは、監査することができます。(監査委員による監査、公認会計士等による包括外部監査人による監査、個別外部監査人による監査)

これらの場合には大阪府及び監査委員等の求めに応じて書類提出など誠実に対応いただきます。

(9) 自主事業及び修繕等の提案

① 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的等を損なわない範囲で、管理運営業務に加え、指定管理者自らが自主的にスポーツ教室の開催などの利用者サービスを提供して収益事業を実施することができます。民間のノウハウを活用した幅広い積極的な提案をお願いします。提案にあたっては事業計画書(様式第 2 号)及び収支計画書(様式第 3 号)に具体的にご記入ください。

なお、提案のあった自主事業の実施については、事前に大阪府と協議し、大阪府議会での議決を経た後に大阪府と締結する管理運営業務契約書に明記します。提案された自主事業が認められない場合に、申請自体を辞退する可能性があるときは、その旨を事業計画書(様式第 2 号)に明記してください。

② 基本修繕の実施

管理運営業務に伴う修繕費はセンターの施設・設備の機能維持、保全管理、利用者の安全及び計画的な補修に資するため、管理運営に必要な経費をご提案ください。ただし、基本修繕費は年度ごとに 1 千 2 百万円以上としてください。なお、基本修繕費が、年度ごとに実績額が下回る場合は、その下回った額を当該年度の指定管理料から減額します。

(10) 施設への投資について

センターの魅力を高めるため、別紙 2「施設の効用を最大限に発揮するための方策」について、ご提案いただきます。これについては、指定管理期間中、提案内容に沿って誠実に実施いただきます。

(11) 施設・貸与物品について

大阪府は管理運営業務を遂行するため、現状の施設及び附帯設備を無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は管理運営業務を遂行するために必要な備品、用具、機器、装置、材料等を備えるものとします。ただし、大阪府が所有する物品等(参考資料に示す「貸与物品一覧」)については、無償で指定管理者に貸与します。ただし、自主事業又は大阪府が別途行う目的外使用許可を行う施設等については除きます。なお、アイススケートの貸出用の靴は指定管理者でご用意ください。

貸与物品は常に善良なる指定管理者の注意をもって管理し、各年度半期ごとに保管状

況を大阪府に報告していただきます。その他貸与物品の取扱いは、大阪府議会での議決後に大阪府と締結する管理運営業務契約書に明記します。

(12) 施設賠償保険について

指定管理者は、管理運営業務を開始する日までに、次の①②の内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入してください。なお、保険契約を締結するにあたり、大阪府を追加被保険者としてください。

①施設賠償責任保険	対人賠償 1 事故につき：10億円、1 名につき：5 億円 対物賠償 1 事故につき：5 億円
②昇降機賠償責任保険	対人賠償 1 事故につき：1 億円、1 名につき：2,000万円 対物賠償 1 事故につき：500万円

(13) 電気事業法について

指定管理者は、センターの自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任していただき、所轄庁に届け出ていただきます。センターの自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項（技術基準の遵守）の義務を果たすものとします。

(14) 著作権の帰属について

指定管理者が管理運営業務により行った印刷物の刊行、写真撮影等によって生じる著作権は、自主事業を除き著作権法（昭和45年法律第48号）第15条の規定によるものとします。なお、大阪府議会での議決後に大阪府と締結する管理運営業務契約書に明記します。

4. 指定管理者の収支及び指定管理料の精算等

(1) 指定管理者の収支及び指定管理料の精算

①指定管理者の収支

センターは、地方自治法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、自主事業収入と併せ、利用料金を指定管理者自らの収入とします。また、施設の管理運営経費及び自主事業に係る経費を指定管理者自らが支出し、センターの管理運営業務を行っていただきます。提案の際は、「管理運営事業」と「自主事業」に分けて収支計画（様式第3号）を作成してください。

②指定管理料

収支計画書において提案された10年間の指定管理料の総額が参考価格（※1）×10年の金額を上回っている場合は、審査の対象から除外しますので、参考価格の範囲内で提案してください。

（※1）参考価格：236,974千円/年

指定管理料は、収支計画書において提案のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で四半期終了ごとに支払います。なお、上記事項は、大阪府議会での議

決後に大阪府と締結する管理運營業務契約書に明記します。

③指定管理料の精算

大阪府が指定管理者に支払う指定管理料は、次のアからイのとおり、各年度の収支実績額に基づき、各年度ごとに精算を行います。

項 目		主な内容
総 収 入	事業収入	・センター条例に定める額の範囲で利用者から徴収する利用料金
	自主事業収入	・指定管理者自ら自主的にスポーツ教室などのサービスを提供する事業の収入
	その他収入	・行政財産目的外使用許可団体の光熱水費実費相当額 等
	府指定管理料	・大阪府からの指定管理料（参考価格の範囲内） ・各年度の実績における総収入額及び総支出額に関わらず、指定管理料は増額しません。
総 支 出	管理運営経費	・管理運營業務にかかる経費（人件費、光熱水費、消耗品費、宣伝広告費、通信運搬費、基本修繕費、施設への投資額、手数料、指定管理料、公租公課、賃貸料、施設整備費、減価償却費、その他）
	自主事業経費	・自主事業にかかる経費（施設の利用料金、講師謝礼等）
損 益		・下記の精算後の利益は、指定管理者の利益となります。 ・下記の精算後に損失が生じた場合は、指定管理者の負担となります。

ア. 各年度の実績における総収入が総支出を上回った場合は、以下の表の a から c の該当する区分に応じて、右欄の計算により、一定の割合を当該年度の大阪府の指定管理料から減額します。

当該年度の利益額	精算額（指定管理料から減額する額）
a 500 万円以下の場合	利益額の 20%
b 1,000 万円以下の場合	100 万円 + (500 万円を超え、1,000 万円までの利益額の 10%)
c 1,000 万円を超える場合	150 万円 + (1,000 万円を超える利益額の 5%)

イ. 大阪府が責任を負う休止以外の理由により、センターを休止又は一部休止した場合の指定管理料の減額については、大阪府議会の議決後に指定管理者と協議の上、大阪府と締結する管理運營業務契約書に明記します。

(2) 会計の区分及び管理口座

センターの管理運營業務の実施にあたっては、申請者が実施する他の事業と会計を区分することとし、管理する口座は、独立した口座を設けてください。

5 募集に際しての基本条件

(1) 申請者資格

次の要件を満たす会社法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（N P

○法人) その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。

- ① 事業を行う上での必要な法的資格(電気主任技術者、防火管理者、建築物環境衛生管理技術者等)を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- ② 申請時において、3年以上、団体としての活動及びスポーツ施設の運営の実績があること。複数の団体が共同して提案する場合は、少なくとも1法人等が満たすこと。
- ③ 府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- ④ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により本府又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの。なお、指定を取り消されたグループの構成員であった法人等について、その取り消しの日から2年を経過しない場合は、その法人等が指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないものとみなす。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - エ 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 管理者として果たしていただくべき責務

府の公の施設としてセンターの管理運営を行うにあたり、下記のア～スについて、責務を果たしていただきます。

ア 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第53条の3の規定により、条例第2章（実施機関が取り扱う個人情報の保護）の規定が適用されます。

《指定管理者に適用される主な規定の内容》

- ① 収集の制限（第7条）
 - a 収集目的の明確化、必要な範囲内の収集（第1項）
 - b 適法かつ公正な手段による収集（第2項）
 - c 本人収集の原則（第3項）
 - d 本人に対する利用目的の明示の努力義務（第4項）
 - e 要配慮情報収集の原則禁止（第5項）
- ② 利用及び提供の制限（第8条）
 - a 収集目的以外の利用・提供の原則禁止（第1項）
 - b 提供先に対し、個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずることを求める等の義務（第3項）
 - c オンライン提供の原則禁止（第4～6項）
- ③ 適正な管理（第9条）
 - a 正確かつ最新の状態に保持する努力義務（第1項）
 - b 漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務（第2項）
- ④ 委託に伴う措置（第10条）
 - a 指定管理者が個人情報を取り扱う事務を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じる義務（第1項）
 - b 指定管理者から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものが、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務（第2項）

イ 情報公開への対応

指定管理者は、センターの管理運営業務に関し、府があらかじめ指定する書類を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

《情報公開について》

府に提出していただく申請書類等は、情報公開請求の対象となります。

また、提出書類中、府が定める資料については、府情報公開条例に定める適用除外事項に該当する情報を除いて、当該施設で閲覧できるようにしていただきます。（府では、担当課・府政情報センターで閲覧できるようにし、⑤は府のホームページに掲載します。）

※府が定める資料

- ①指定管理者指定申請書
- ②事業計画書
- ③収支計画書
- ④管理体制計画書
- ⑤協定書
- ⑥各年度の事業計画書
- ⑦各年度の事業報告書

ウ 労働関係法令の遵守

指定管理者は、センターの管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律ほか労働関係法令を遵守してください。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法

エ 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置していない場合は、対応をしていただきます。

《一定規模の事業所とは》

- ① 常時使用する従業員数が 25 人以上の事業所
- ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

オ 人権研修の実施

指定管理者は、センターの管理運營業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

カ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、下記の防災・安全対策を講じてください。

また、地震など災害等発生時の利用者の安全確保など、府、警察・消防等と連携し、危機事象に適切に対応するため、防火管理者の選任、緊急連絡網の整備、防災訓練や研修等の「危機管理対応マニュアル」を作成し、万全の危機管理体制を確立してください。

キ 府が実施する事業への協力

大阪府が実施する事業への支援・協力を積極的に行ってください。

例：男女いきいき・元気宣言への登録、関西エコオフィス宣言、行祭事イベント

ク 知的障がい者等の継続雇用の取組み

当該施設では、知的障がい者が 2 名（週の総労働時間は 40 時間）、清掃業務に従事しています。指定管理者は、同様の体制を維持して清掃業務を行ってください。

なおその際、当該施設で清掃業務に従事する知的障がい者が引き続き就業を希望している場合は、その意向を尊重してください。（雇用方法等については別途提案していただきます。）

知的障がい者の雇用にあたっては、職場環境整備等支援組織と連携の上、就労、職場定着支援に努めてください。

ケ 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応

府は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の規定により、所有する資産についてエネルギー管理を行い、国に報告書等を提出する義務が課されています。

指定管理者制度導入施設についても、同法が適用されることから、以下の点について対応していただきます。

- ① 管理する施設ごとに前年度分の年間エネルギー使用量を把握の上、所定の様式に記入し、毎年府に報告してください。

② 省エネ法の趣旨を理解し、府が実施する省エネ施策に協力してください。

コ ネーミングライツ（※）等施設の有効活用への協力

当施設については、現在、ネーミングライツを実施しており、今後も実施予定となっております。施設運営にあたっては、愛称の定着に協力してください。

※ ネーミングライツとは、日本語では「命名権」と訳され、一般には、公共施設などがもつ媒体価値をもとに、企業の社名やブランド名などを施設等の名称に付与する権利を取引するものです。

ネーミングライツを導入する大阪府のメリットは、命名権を販売することによる新たな収入の確保、並びに、その原資の活用による府民サービスの向上であり、命名権を獲得した事業者にとっては、命名した名称が府の広報活動やマスメディア等を通じて露出する機会を得られ、宣伝効果や地域社会への貢献によるイメージアップなどが期待されます。

施設の指定管理者の皆様には、こうした府の取組みにご理解をいただき、ネーミングライツの実施に支障のないよう、ご協力をお願いします。

サ 第三者への委託を行う場合の確認事項

大阪府では、業務の委託を行う際、大阪府の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないこととしています。第三者への委託を実施される場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことをご確認ください。

また、第三者への委託金額が500万円を超える場合は、その相手方から大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、大阪府へ提出してください。

なお、管理運営業務の全部を第三者に対して委任し、または請け負わせることはできません。

シ 備品管理について

指定管理業務に関して必要な備品等の購入費用については、指定管理者が、ご負担ください。なお、これら備品等は協定終了後、大阪府が所有することになります。ただし、府と協議をしていただいたうえで、備品を指定管理者の所有とすることもできます。

備品管理にあたっては、大阪府の備品管理ルールを徹底いただくとともに、府所有の備品、指定管理者所有の備品及び協定終了後大阪府が所有する備品について区別して管理するようご注意ください。

ス 各種税の取扱い

指定管理者として事業を行う上で、法人府民税、法人事業税、法人市（町村）民税、事業所税等の納税義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の上、適切に対応してください。

（3）指定期間（予定）

令和2年4月1日から令和12年3月31日（10年間）

ただし、センター条例第10条に基づき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 指定管理者と府の責任分担

指定期間中の指定管理者と府との責任分担（リスク分担）は、別紙3「リスク分担表」のとおりとし、府議会での議決を経た後に締結する協定に明記します。

(5) 提案内容等の遵守

提案内容及び管理者として果たしていただくべき責務について、誠実に履行しない場合は、改善指導後、不履行の内容によっては指定を取消す場合があります。

また、「12. モニタリング（点検）の実施」に記載のとおり、業務の実施状況に関する評価結果に基づき、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じる場合があります。

6. 申請の手続

(1) スケジュール

募集要項の配付開始日	令和元年 8月 23日（金曜日）
現地説明会・施設案内の開催	令和元年 9月 6日（金曜日）
質問票の提出期限	令和元年 9月 13日（金曜日）
質問に対する回答日（予定）	令和元年 9月 27日（金曜日）
申請受付期間	令和元年 10月 18日（金曜日）から 令和元年 10月 23日（水曜日）まで
プレゼンテーション及び選定委員会	令和元年 11月上旬
指定管理候補者決定	令和元年 11月中旬
府議会（指定管理者の指定議案）	令和元年 12月（予定）
指定管理者の決定通知（議決された場合）	令和元年 12月下旬（予定）

(2) 募集要項の配付

① 来庁により受け取る場合

ア 配付期間

令和元年 8月 23日（金曜日）～令和元年 10月 23日（水曜日）

午前 9時～午後 5時

（ただし、土曜、日曜日及び祝日は除きます。）

イ 配付場所

大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課 競技スポーツグループ

大阪府中央区大手前 3丁目 2番 12号 大阪府庁別館 6階

電話 06-6944-6904（直通）

② インターネットにより受け取る場合

次のホームページから、申請書類のうち以下の書類がダウンロードいただけます。

（掲載期間：令和元年 8月 23日（金曜日）～令和元年 10月 23日（水曜日））

アドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokentai/ku/sisetu/sentei.html>

a 募集要項

- b 申請書類
- ・指定管理者指定申請書（様式第1号）
 - ・事業計画書（様式第2号）
 - ・収支計画書（様式第3号）
 - ・管理体制計画書（様式第4号）
 - ・指定管理者指定申請に関する宣誓書（様式第5号）
 - ・障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第6号）
 - ・障がい者雇用状況報告書（様式第7号）
 - ・グループ構成員届出書（様式第8号）
 - ・委任状（様式第9号）
 - ・現地説明会・施設案内参加申込書（様式第10号）
 - ・質問票（様式第11号）

(3) 現地説明会及び施設案内

ア 開催日時

- ① 申請に関する説明会
令和元年9月6日（金曜日） 午後1時30分から 1時間30分程度
- ② 施設案内
令和元年9月6日（金曜日） 午後3時から 1時間程度
- ※ 申請する場合は、必ず現地説明会にご参加ください。なお、ご都合により参加できない場合、別途説明会は開催しませんのでご注意ください。
- ※ 上記の開始及び終了時刻については、進行状況により前後する可能性がありますので予めご了承ください。
- ※ 説明会には、本募集要項等の配付資料は、各自でご持参ください。

イ 開催場所

大阪府立門真スポーツセンター 会議室
住所：門真市三ツ島3丁目7-16

ウ 申込方法

現地説明会・施設案内参加申込書（様式第10号）により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで行ってください。口頭、電話による申し込みは取り扱いたしません。なお、参加にあたっては、会場の都合により、1団体2名以内でお願いします。

- ① 申込期限
令和元年8月30日（金曜日）午後5時〔必着〕
- ※ 申込を受理しましたら、保健体育課から「参加申込受付済」の旨を連絡させていただきます。
- 万が一、8月30日（金曜日）午後5時を過ぎても保健体育課から連絡がない場合は、8月30日（金曜日）午後6時までに当課競技スポーツグループ施設担当（電話06-6944-6904）まで連絡してください。
- ② 申込書提出先
- ・持参：募集要項の配付場所と同じ
 - ・郵送先住所：郵便番号540-8571（住所の記入は不要）
 - ・FAX番号：06-6941-4815
 - ・電子メールアドレス：kyoi.kushinco-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

(4) 質疑応答

質問がある場合は、「質問票（様式第 11 号）」に記入を行い、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。口頭、電話による受付はいたしません。

① 質問票提出期間

現地説明会終了後から 9 月 13 日（金曜日）午後 5 時（厳守）まで

※ 質問は提出期間以降、申請手続きに関する事項を除き、受け付けません。

② 質問票提出先

・持参：募集要項の配付場所と同じ

・郵送先住所：郵便番号 540-8571（住所の記入は不要）

・FAX 番号：06-6941-4815

・電子メールアドレス：kyoi-kushinoko-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

※ 質問に対する回答は、令和元年 9 月 27 日（金曜日）以降に次のホームページに掲載する予定です。

・アドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokentai-ku/si-setu/sentei.html>
（申請者は、必ずこの質問・回答内容をご確認のうえ、申請してください。）

(5) 申請書類の提出

① 提出期間

令和元年 10 月 18 日（金曜日）～10 月 23 日（水曜日）

午前 9 時～午後 5 時

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

なお、提出期間を経過した後は、受け付けません。また、提出期間後に申請書類の変更及び追加は、認めません。

② 提出場所

大阪府教育庁教育振興室保健体育課 競技スポーツグループ

大阪府中央区大手前 3 丁目 2 番 12 号 大阪府庁別館 6 階

電話 06-6944-6904

※ 申請書類の提出方法は持参のみです。（郵送等による提出は受け付けません。）

※ 全ての申請書類が整っていない場合は受付できません。（不足する申請書類がある場合についても、提出期間内にご提出ください。）

(6) その他

「5（1）申請者資格」を有しないと認められる方の質疑、現地説明会・施設案内への参加はできません。

7. 申請にあたっての提出書類

(1) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、提出書類中、事業計画書、収支計画書並びに管理体制計画書には、選定方針等を踏まえたうえで、当施設の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。

特に事業計画書には、イベント誘致・開催等の取組内容、利用者の増加を図るための具体的手法、サービス向上を図るための具体的手法、施設・設備等の長寿命化、安全対

策などの維持管理手法（修繕提案を含む）、また、府民の体育及びスポーツ並びに文化振興を図るための具体的な方策を示してください。

<p>①指定管理者指定申請書（様式第1号）</p>
<p>②事業計画書（様式第2号） センターの管理運営に関する業務を最も適正かつ確実にを行うことができるよう、下記の点に留意して記入してください。 ア 平等利用が確保されるような適切な管理を行うための方策 イ 施設の効用を最大限発揮するための具体的な方策 ウ 管理運営に係る経費の縮減に関する具体的な方策 エ 大阪府の施策との整合性 オ その他管理に際して必要な事項 ※ 施設・設備の老朽化や長寿命化を図るため、基本修繕費とは別に改修・改善計画があればご提案ください。（保守点検、設備の管理・更新に係る取組み）</p>
<p>③収支計画書（様式第3号） 令和2年度から令和11年度までの各年度ごとに、収支計画を作成すること。なお、自主事業の収支がマイナスとなる提案はできません。</p>
<p>④管理体制計画書（様式第4号） 管理運営業務、再委託、受付け、警備、清掃、施設設備管理など各部門の人員配置について示すこと。</p>
<p>⑤法人等の概要を示す書類 ア 定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの イ 法人にあっては、登記簿謄本の原本（発行日から1ヵ月以内のもの、登記事項全部がわかるもの） ウ 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずるものの名簿及び履歴書 エ 法人等の事業の概要を記載した書類 オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売り上げ高等を記載した書類） カ 最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。） キ 令和元年度の事業計画書及び収支予算書 ※ 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。</p>
<p>⑥納税証明書（原本） ア 府税（全税目）に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書 イ 最近3事業年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 ※ 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。</p>
<p>⑦その他施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し（職員又は再委託を含む） ア 防火対象物の防火管理者の資格 イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録（建築物環境衛生管理技術者）</p>

ウ 電気自事業法に基づく電気主任技術者の資格 エ 警備業法に基づく認定 オ その他、事業を実施するにあたり必要な資格
⑧障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第6号） （公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者45.5人以上の事業主）
⑨公共職業安定所長に提出している障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者45.5人以上の事業主のみ。 ※ 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。
⑩障がい者雇用状況報告書（様式第7号） 公共職業安定所長に「障がい者雇用状況報告書」の提出義務のない常用雇用労働者45.5人未満の事業主のみ。 ※ 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。
⑪指定の申請に関する意思決定を証する書類 取締役会、理事会の議決書等、申請する法人等内部の意思決定を証するものを提出してください。複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。（原本証明の押印したもの）
⑫指定管理者指定申請に関する宣誓書（様式第5号） 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。
⑬グループ構成員届出書（様式第8号）
⑭委任状（様式第9号）
⑮印鑑証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの） 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。

（2）複数の法人等が共同して申請する場合

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表者を定め、「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、(1)⑤「法人等の概要を示す書類」から⑮「印鑑証明書」までの書類は、すべての事業者について提出してください。併せて、「グループ構成員によるグループ代表者への委任状」を提出してください。

なお、単独で申請した法人等は、グループでの申請の構成員になることはできません。

また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

※ 申請書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

（3）提出部数

正本1部と、各写し9部を同時に提出してください。

※ 提出書類のうち、②事業計画書、③収支計画書、④管理体制計画書の3点に関しては、正本及び写しとは別にCD-ROM等の電子メディアにコピーして1部を併せてご提出ください。

(4) 提出書類の返却

理由のいかんを問わず返却しません。

(5) 提出書類の不備

不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。また、原則として、提出書類の変更はできません。提出書類に不足がある場合は、提出期限までに必ず提出してください。

なお、提出書類について、後日、参考資料を求めることがあります。

(6) 提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

8. 指定管理者の選定

(1) 選定方針

センターの指定管理者には、センター条例第7条に基づき、府の管理運営方針を最も適正かつ確実に行うことができると認められる者を選定します。

(2) 審査方法

選定委員会が、下記の選定基準および審査基準に基づいて、提出された書類等を審査し、最優先交渉権者と次点者を選びます。ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ①提出書類に著しい不備があった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- ④書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
- ⑤以下の不正行為があった場合
 - ・他の申請者と申請提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ・最優先交渉権者の選定の前に、他の申請提案者に対して申請提案の内容を意図的に開示すること。
 - ・最優先交渉権者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 最優先交渉権者の選定

大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査及びプレゼンテーションの審査・評価の結果、最も評価の点数が高い法人等を最優先交渉権者とします。

ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、総合力に劣るもの、若しくは管理運営に重大な支障をきたすおそれがあるものとして、選定されません。その場合は、次点者を最優先交渉権者とします。

- ①審査基準（別紙4）における「評価方針」の5つにおいて、いずれかが0点の場合
- ②審査基準（別紙4）における「評価方針」のうち、「施設の効用を最大限発揮するための方策」の3つにおいて、いずれかが0点の場合

③審査基準（別紙4）における「評価方針」のうち、「適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項」の3つにおいて、いずれかが0点の場合

複数の申請者の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い申請者を最優先交渉権者とします。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。最優先交渉権者の決定については、申請者に書面で通知します。

（4）提案があった事業計画等の説明（プレゼンテーション）

選定委員会では、直接、申請者から、提案があった事業計画（自主事業を含む）についての説明を求めることとしています。事前に申請者には実施日時等を通知します。

なお、提案内容の説明は、申請者を代表して説明や意見を述べられる方に行っていただきます。

（5）審査結果

選定委員会の審査結果については、申請法人等に書面で通知するとともに、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページにおいて公表します。

- ①全申請者の名称 ※申込順
- ②指定管理候補者と評価点（提案金額を含む）
- ③全申請者の評価点（委員ごとの点数を含む） ※得点順 内容は②に同じ
- ④指定管理候補者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤選定委員会委員の氏名
- ⑥委員選定の考え方
- ⑦その他

※ 申請者が3者（指定管理候補者、次点者、及び他の1者）の場合、他の1者については、①申請者の名称は公表しますが、③申請者の評価点は公表しません。

（6）指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、最優先交渉権者と細部について協議し、指定管理候補者を選定します。

なお、最優先交渉権者に事故等があるときは、次点者を指定管理候補者として選定する場合があります。

9. 指定管理者の指定

指定管理者及び指定期間は、府議会での議決を経た後に、府が指定した日に確定するものとします。

※ 指定管理者として指定された事業主は、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率未達成の事業主につきましては、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組をしていただく必要があります。詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センターにお問い合わせください。

10. 協定の締結

府と指定管理者が協議を行った上で、以下の項目を定めた協定を締結します。

- 業務名称
- 履行場所
- 指定期間
- 指定管理料金額
- 総則
- 使用目的
- 基本的な業務等の範囲
- 指定管理者の責務
- 危機管理マニュアルの策定
- 事業計画の内容
- 事業報告書等の提出書類の内容
- 指定管理料（指定管理料）の支払い
- 備品等の費用負担
- リスク負担
- 個人情報の保護
- 秘密の保持
- 文書管理
- 個人情報、データ等の管理
- 情報公開
- 人権研修の実施
- モニタリング（点検）の実施
- 利用者満足度調査の実施
- 審査請求の取り扱い
- 原状回復
- 指定取消し
- 保険加入
- 損害の賠償
- 自主事業
- 第三者への委託の禁止等
- 指定の辞退等
- 施設等の利用
- 重要事項の変更の届出
- 書類の提出
- 業務の引継ぎ方法
- 協議
- その他必要となる事項

1.1. 引継ぎ事項

- ・令和2年度からの管理運営が円滑に開始できるよう、新たに指定管理候補者が選定された段階で、必要な引継ぎを行うことを求めるものとします。
- ・引継ぎに要する指定管理候補者の人件費等の費用は、すべて、指定管理候補者の負担とします。また、現指定管理者と同様の守秘義務が課せられます。
- ・令和2年3月末までに現指定管理者が受けた、令和2年度以降の施設利用等の予約については、予約時と同一条件での利用を保証することになります。
- ・予約金の前受金は、現指定管理者から引き継ぐこととなります。
- ・施設の維持補修等、施設設置者である府が求める引継ぎに応じていただく場合もあります。
- ・令和2年度の予約対応に支障が出ないように、予約者が希望するプログラム内容等情報の管理には万全を期してください。
- ・当該施設で清掃業務に従事している知的障がい者が引き続き就業を希望する場合は、その意向を尊重し円滑に就業されるよう、新旧の指定管理者や、その他関係者も含めた調整に努めてください。

1.2. モニタリング（点検）の実施

（1）毎年度の評価

年度ごとに、その運営の状況について、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会によるモニタリング（点検）を実施します。モニタリングは、業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることで、さらに府民サービスの向上につながるためのものです。指定管理者には、自己評価を行っていただくなど、取組みをお願いします。

なお、自己評価については、施設所管課による評価項目ごとの評価と、それらを総括した年度評価とあわせ、指定管理者評価委員会に報告させていただきます。

（2）総合評価

令和11年度（指定期間の最終年度の前の年度）に、施設所管課においてそれまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を実施します。

（3）総合評価結果の次回指定管理者選定への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、本施設の次回の指定管理者の選定公募に申請し、かつ当該管理者が、上記（2）の総合評価結果が最低評価である場合、次回の選定において採点評価に減点措置（※）を講じることとします。

※減点措置

総合評価結果が最低評価となった場合、当該事業者の採点評価については、別紙4に記載の審査基準に記載の配点のうち、「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点に対して10%の減点率を乗じることとします。

なお、対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について、個々に減点措置を適用することとします。

す。

また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用します。

(4) 最終評価

令和11年度（指定期間の最終年度）に、施設所管課において指定期間を通じての年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を実施します。

施設の内容

施設名	内 容
メインアリーナ 〔年間3転換〕	<p>観客席 固定席 6,000 席 車椅子席 40 席</p> <p>附帯設備 大型映像表示装置、大型電光表示装置 大会役員室（2室各2分割可） 選手控室、救護室、男女更衣室等</p> <p>(1) プール仕様〔4月中旬から9月上旬ごろ〕 競泳プール 50m×25.5m（10コース） 飛込プール 25m×25m （競泳国際公認8コース、競泳一般公認10コース アーティスティックスイミング国際公認、水球国際公認）</p> <p>(2) フロア仕様〔9月中旬から11月上旬ごろ〕 面積 3,500 m²（最大84m×44m） バスケットボールコート4面、バレーボールコート5面、バドミントンコート2面 テニスコート5面、バドミントンコート18面、卓球26面、トッチボールコート8面</p> <p>(3) アイススケートリンク仕様〔11月下旬から3月上旬ごろ〕 メインリンク 60m×30m サブリンク 18m×30m</p> <p>*各仕様の期間については、利用に応じて変わることがあります。</p>
サブアリーナ	<p>観客席 固定席 835 席 車椅子席 6 席</p> <p>附帯設備 大会役員室、操作室、男女更衣室</p> <p>面積 1,540 m²（35m×44m） バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面、バドミントンコート1面 テニスコート3面、バドミントンコート8面</p>
サブプール	<p>競泳プール 50m×15m（競泳一般公認7コース） プール内可動壁により二分割可 ・東半面（25m×15m）水深0.5m～3.7m可動床 ・西半面（23.5m×15m）1.4m固定床</p> <p>見学者ギャラリー 210 席、車椅子席 10 席 その他 日光浴広場、採暖室、ジャグジーバス等</p>
トレーニング室	トレーニングルーム 400 m ² 、控室 100 m ² 、更衣室
多目的ホール	<p>面積 270 m²（移動間仕切・3室） 定員 132 人（椅子のみ255人）3分割可 附帯設備 映像装置（ビデオプロジェクター、AVシステム等）</p>
スポーツ情報コーナー	スポーツに関する情報提供コーナー
会議室等	<p>大会議室 約 190 m²（定員96名、移動間仕切3分割可） 中会議室 約 75 m²（定員30名、移動間仕切2分割可） 会議等スペース 約 70 m²、その他貴賓室、役員室等</p>
その他	レストラン1箇所、駅連絡橋、売店、駐車場（平面・立体 335 台）等

施設の効用を最大限発揮するための方策

1 施設の維持及び補修に関する提案

当センターは、建設後 23 年が経過していることから、施設・設備の改修・更新の必要性が高まっています。このため、別紙3に示すリスク分担を踏まえつつ、施設の維持管理計画や危機管理体制について提案いただくとともに、保守点検や施設・設備の管理・更新について、実施手法の工夫や新たな手法及び実施すべき投資があれば提案してください。

2 利用促進に向けた施設サービスの向上に関する提案

10 年間における施設利用者数の増加や、利用者の安全性向上を図るために行う、施設・設備の改修、又は備品の購入等の投資について、提案してください。

これは、指定管理者の発意により、リスク分担に基づき、毎年度実施いただく維持補修とは別に、施設の有する課題に対応するために必要な投資について提案いただくものです。

なお、投資により購入した備品は指定期間終了時に府に引き渡すこととします。

3 利用促進に向けたその他のサービス向上方策の提案

利用者数の増加のための広報戦略や、サービスの向上方策について具体的に提案してください。

4 提案方法について

(1) 投資内容

内容と併せて、金額、期待できる効果を提案してください。

(2) 投資時期

投資は、令和2年度から実施し、遅くとも令和6年度末までに完了するよう年次計画に基づき提案してください。

(3) 投資額及び回収計画

総額 6,000 万円以上の提案を申請要件とします。なお、投資にかかる経費に府が支払う指定管理料をあてることはできません。利用者数の増加や支出の抑制に伴う収益から回収できるよう、事業計画書、収支計画書を作成してください。

また、指定管理者に選定された後の実際の投資額が、提案した額を下回る場合は、府と協議のうえ、提案額以上となるよう追加投資を行っていただきます。

【提案例】

- ・ 体育室フロアの改修
- ・ プールサイドの改修
- ・ 観覧席改修
- ・ 観覧席階段への手すり設置
- ・ トイレ改修（和式から洋式への変更、バリアフリー化）
- ・ 新規競技用設備の設置
- ・ W i - F i の設置
- ・ トレーニングマシンの拡充
- ・ L E D 照明への交換
- ・ 施設看板や案内板の設置 など

リスク分担表 (○印が、リスク負担者)

種類	内容	負担者	
		大阪府	指定管理者
法令の変更	管理運営業務に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○
金利・物価	金利および物価の変動		○
許認可の取得	管理運営業務に必要な許認可取得の遅延		○
資金調達	必要な資金確保		○
周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○
安全性の確保	管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
管理運営業務および事業の中止・延期	大阪府の責任による中止・延期	○	
	指定管理者の責任による中止・延期		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	上記以外の場合		○
申請コスト	申請コストの負担		○
引継コスト	前指定管理者からの施設運営の引継ぎおよび指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○
維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○
	大阪府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○	
	施設・設備・外構の保守点検、法定点検、日常の維持補修及び小規模の災害による維持補修		○
	施設・設備・外構の経年劣化によって必要となる大補修	○	
	指定管理者の責によって必要となる施設・設備・外構の補修		○
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
	大規模な災害を原因とする施設・設備・外構の補修	○	
第三者による事故等を原因とする施設・設備・外構の補修		○	
宣伝広告	管理運営業務に関する一切の宣伝・広告費		○
資料の作成	大阪府の求めによる管理運営業務に関する資料の作成		○
運営の改善	指定管理者評価委員会の提言等に基づく改善（施設躯体にかかるものは除く）		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振もしくは利用料収入等収益の減少		○

※上記は例示であり、管理業務の内容等によって精査の上、追加や削除を行う。

審査基準

1. センターの平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができるか
2. センターの効用を最大限に発揮させることができるか
3. センターの管理運営業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政基盤を有しているか
4. センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるか
5. その他、府施策との整合などセンターの管理に際して必要とする取組みを行っているか

評価方針	評価項目	点数
1. 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【7点】	①施設の設置目的及び管理運営方針	2点
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5点
2. 施設の効用を最大限発揮するための方策 【26点】	①イベント誘致・開催等の取組内容、利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果（メインアリーナなどの競技スペースと、会議室などのその他スペースそれぞれで評価します）	10点
	②利用者のサービス向上（自主事業含む）を図るための具体的手法及び期待される効果	10点
	③施設の維持管理・安全対策・修繕補修等の内容、適格性及び実現の可能性（注1）	6点
3. 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【7点】	①収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	2点
	②安定的な運営が可能となる人的能力	2点
	③安定的な運営が可能となる財政的基盤	3点
4. 管理に係る経費の縮減に関する方策 【50点】	○施設の管理運営に係る経費の縮減 参考価格：236,974千円/年額(消費税及び地方消費税を含む)からの縮減額 ○指定管理者による投資（注2）	50点
5. その他管理に際して必要な事項 【10点】	○府施策との整合（注3） ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 6点 就職困難層への雇用・就労支援（2点） 障がい者の実雇用率（1点） 知的障がい者等の現場就業状況（3点） ・府民、NPOとの協働 1点 ・環境問題への取組み 2点	10点

注1) 施設・設備等の長寿命化や機能維持を図るための管理手法、安全対策及び施設設備等の改修・修繕・備品更新等の提案の内容（ただし、基本修繕費とは別の提案とする）

こと。)

注2) 価格点(50点)の計算方法は次のとおりとする。

- ・満点(50点)×各申請者の(指定管理料縮減額+投資額) / (指定管理料縮減額+投資額)のうち最高の額
- ・点数は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位まで点数化します。
- ・ただし、提案指定管理料が参考価格を上回る場合、審査の対象から除外します。
- ・下記の例も参考に、間違った提案を行わないようご注意ください。

【例】

(1) 申請者A

- ・10年間における参考価格からの指定管理料縮減額 : 1億円
- ・10年間における施設への投資額 : 2億円

⇒合計: 3億円

(2) 申請者B

- ・10年間における参考価格からの指定管理料縮減額 : 2億円
- ・10年間における施設への投資額 : 7,500万円

⇒合計: 2億7,500万円

(3) 申請者C

- ・10年間における参考価格からの指定管理料縮減額 : 3億円
- ・10年間における施設への投資額 : 1億円

⇒合計: 4億円

<算定式>

満点(50点)×各申請者の(指定管理料縮減額+投資額) / (指定管理料縮減額+投資額)のうち最高の額

- (1) 申請者A: 50点×(3億円/4億円) = 37.50点
- (2) 申請者B: 50点×(2億7,500万円/4億円) = 34.38点
- (3) 申請者C: 50点×(4億円/4億円) = 50.00点

注3) 府施策との整合のうち行政の福祉化にかかる就職困難者層への雇用・就労支援(2点)についての配点の内訳は下記のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域就労支援センター ・障害者就業・生活支援センター ・大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ・ホームレス自立支援センター ・地域若者サポートステーション※ ・生活困窮者自立支援機関 ・大阪ホームレス就業支援センター ・大阪保護観察所長による雇用証明書の提出により、就職困難者の雇用を評価する。 ※ただし、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。 ・(一社) おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)への加入又は障がい者サポートカンパニー制度への登録の有無 	}	<p>雇用者1名+C-Step 加入又は障がい者サポートカンパニー加入 ⇒ 1点</p> <p>雇用者2名 ⇒ 1点</p> <p>雇用者2名+C-Step 加入又は障がい者サポートカンパニー加入 ⇒ 2点</p> <p>雇用者3名以上 ⇒ 2点 (以上、2点を上限)</p>
--	---	--

就職困難者の雇用については、原則として既存雇用としますが、新規雇用の場合も可とします。(既存雇用は、平成27年4月1日以降に雇用され、令和元年8月1日現在在職している者を対象とします。また、新規雇用の場合、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行することが必要です。なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とします。)

※就職困難者の雇用は、常用雇用労働者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用する者を除きます。
なお、常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。

- ・1週間あたりの労働時間が30時間以上であること。
- ・雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。(すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれること)
- ・各種保険制度(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など)に加入していること。

※(一社)おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP):大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者

※障がい者サポートカンパニー:障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む企業及び団体等を登録する制度。

就職困難者への雇用・就労支援について、提案いただく場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の就職困難者の雇用実績について、「就職困難者雇用実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出すること。
- ・また、年度途中において、就職困難者の雇用状況の変更(退職、採用等)があった場合は、「就職困難者雇用実績報告書」により、速やかに報告すること。
- ・就職困難者を新たに雇用する場合は、センター利用証明書を提出すること。

※障がい者の実雇用率については、令和元年6月1日現在で、障がい者雇用率(法定雇用率)を超えている場合に1点付与します。また、複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与します。

※知的障がい者等の現場就業状況の取扱いについては、以下のとおりとする。
なお、「知的障がい者等」とは、知的障がい者及び精神障がい者をいう。

ア 現に就業中の知的障がい者等の雇用を継続する場合は1点付与する。

- ・本人に継続雇用の希望がある場合は、継続雇用を行うこと
- ・本人に継続雇用の希望がない場合は、現行と同様の体制を維持すること

※「現行と同様の体制を維持する提案」の内容については、現行の週の総労働時間を維持しているかどうかで判断する。ただし、現行で週30時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合は引続き週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持すること。

イ アに加え、新たに知的障がい者等を雇用する場合は、1点付与する。

- ・現に就業中の者に加え、新たに知的障がい者等を現場で雇用する場合、清掃あるいはその他の業務で雇用すること。なお、雇用環境については、週30時間以上、各種保険加入を原則とする。

ウ 職場環境整備等支援組織を活用し、知的障がい者等の職場定着等を支援する場合は1点付与する。

- ・知的障がい者等の現場就業について、ハートフル条例に基づく職場環境整備等支援組織を活用する場合は以下のとおり。

- (1) 職場のアセスメント
雇用現場の確認(雇用環境や支援体制等)、職務分析、担当業務の切出し及び組立て
- (2) ジョブマッチング(新規雇用提案の場合)
採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等
- (3) 定着支援
職場に慣れるまでの間の支援、支援機関(送出し機関)との連携方策、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等

知的障がい者等の現場就業について、提案いただいた場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の知的障がい者等の現場就業の状況について、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出すること。
- ・また、年度途中における雇用状況の変更(退職、採用等)があった場合は、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」により、速やかに報告すること。
- ・職場環境整備等支援組織を活用する場合は、最優先交渉権者(指定管理候補者)となった時点から、職場環境整備等支援組織を活用して、雇用に向けた調整を始めること。

※ なお、就職困難層への雇用・就労支援と知的障がい者等の現場就業状況に関し、同一人物を重複して提案することは認めません。

《最優先交渉権者の選定》

- 選定委員会における審査において、最も評価の点数が高い法人等を最優先交渉権者とします。
- ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、上記「審査基準」における「評価方針」の5つについて、いずれかが無得点（0点）の場合は、総合力に劣るものとして、選定されません。
- 複数の法人等の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い法人等を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。